

佐渡汽船株式会社における貨物運賃改定に関する決議

佐渡汽船株式会社が運航する航路は、佐渡島民にとって唯一の足であると同時に生活物資物流の生命線であり、同社は公共輸送機関の役割も担っている。

佐渡汽船株式会社は、平成 27 年 10 月 1 日から貨物運賃を 20% 値上げすることを発表した。今回の貨物運賃改定は、佐渡島民をはじめ、島内外への貨物の移出入を行うあらゆる産業関係者にとって生活に直結する問題であり、到底納得できるものではない。

この他にも運行便数の削減を突然提示するなど、航路独占企業の一方的で傲慢な行動が目に見え、佐渡島民は佐渡汽船株式会社に対し強い不信感を抱いている。

今回の貨物運賃改定の発表により、佐渡汽船株式会社は、生活航路を預かる使命感が欠如し、さらに、自社を営むことだけに傾注し、佐渡島民のことなど一切考慮しない経営姿勢が明らかとなった。

よって、佐渡市議会は、佐渡汽船株式会社のこのような経営姿勢を厳しく非難するとともに、同社に対し、下記項目について真摯に取り組むよう強く求める。

記

- 1 佐渡島民の生活にダメージを与える今回の貨物運賃改定は白紙撤回すること
- 2 必要な運賃改定については、島民の合意形成に十分配慮すること
- 3 佐渡汽船株式会社の収支改善については、更なる企業努力により継続的に取り組むとともに、その取り組み状況を情報開示すること

以上、決議する。

平成 27 年 9 月 16 日

新潟県佐渡市議会